

トランプ政権の通商政策 のおさらい

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所 磯部 真一

2021年2月2日

内容

1. トランプ政権の基本理念
2. 関税
3. 対中関係から派生した輸出管理・投資規制等
4. その他の積み残し

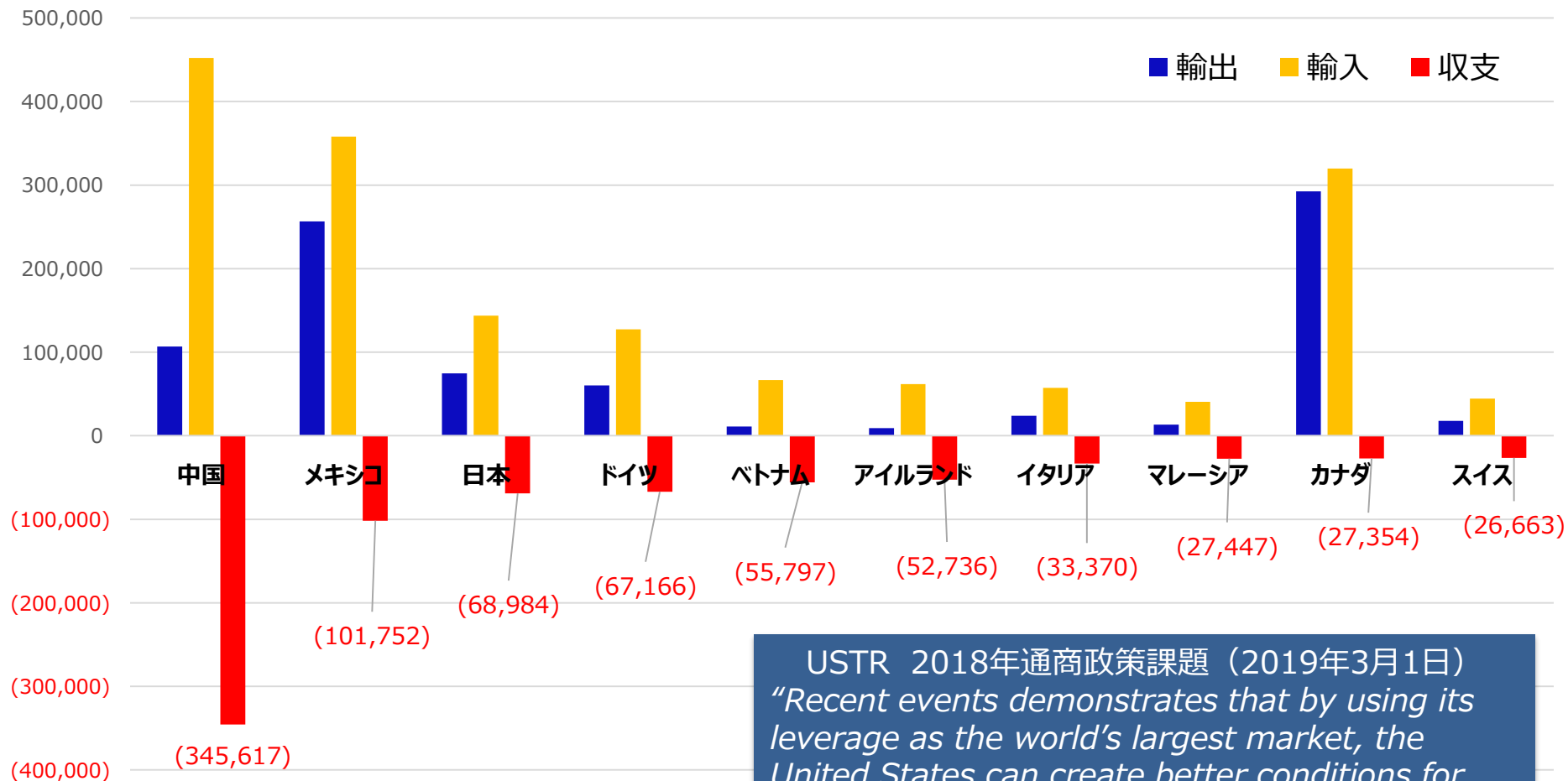
1. トランプ政権の基本理念

通商関係の見直しに着手

- トランプ政権は貿易赤字解消を至上命題に、主要国に対して通商関係の見直しを要求
- 国内市場を交渉材料にして米国にとってより良い通商関係の構築を図る戦略

米国の財貿易 国別貿易赤字額上位10カ国（2019年）

（単位：100万ドル）



USTR 2018年通商政策課題（2019年3月1日）
 “Recent events demonstrates that by using its leverage as the world’s largest market, the United States can create better conditions for U.S. workers”

（出所）米国際貿易委員会

通商交渉や関税賦課は議会の権限

- 米国憲法は、**通商交渉や関税賦課の権限を議会に付与**。大統領は議会から付与された権限（**大統領貿易促進権限：TPA**）に基づき通商政策を運営（**現行のTPA**は2021年7月1日まで有効）
- 通商拡大法232条は「米国の安全保障に対する脅威の除去」、通商法301条は「他国の不公正な貿易措置の是正」に対応することを目的として、この議会の権限を大統領に付与するもの
- 法律を改正すれば、議会は大統領から通商権限を取り上げることも可能

合衆国憲法第8条 [連邦議会の立法権限]

第1項：連邦議会は、次の権限を有する。合衆国の債務を弁済し、共同の防衛および一般の福祉に備えるために、**租税、関税**、輸入税および消費税を賦課し、徴収する権限。但し、すべての関税、輸入税および消費税は、合衆国全土で均一でなければならない

第3項：諸外国との**通商**、各州間の通商およびインディアン部族との通商を規制する権限

議会が大統領に権限付与

議会

232条（安全保障）

301条（不公正貿易）

TPA（大統領貿易促進権限）

法律改正で権限剥奪は可能

大統領

大統領に対する権限付与を行っている主要な法律

■ 1930年関税法337条

知的財産権の侵害など何らかの不正な行為による輸入品の流入から国内産業を保護するため、輸入差止めや販売停止を認める（※大統領が任命する委員で構成される国際貿易委員会（ITC）が判断・命令する権限をもつ）。

■ 1962年通商拡大法232条（国防条項）

国家安全保障を危うくするほどの数量、または国家安全保障を危うくするおそれのあるような状況で当該産品が輸入されているときには、関税引き上げまたはその他の輸入制限措置をとることを認める。

■ 1974年通商法201条

国内産業への重大な損害又はそのおそれがある場合、関税引き上げ、関税割当等のセーフガード措置を認める。

■ 1974年通商法301条

貿易相手国の不公正な取引に対する報復措置として、関税や輸入制限を課すことを認める。

■ 1974年通商法122条

巨額かつ重大な米国の国際収支赤字に対処するため、経常収支赤字対象国に対し、15%を超えない輸入課徴金や150日以内の輸入制限を課すことを認める。

■ 2015年貿易円滑化及び貿易執行法

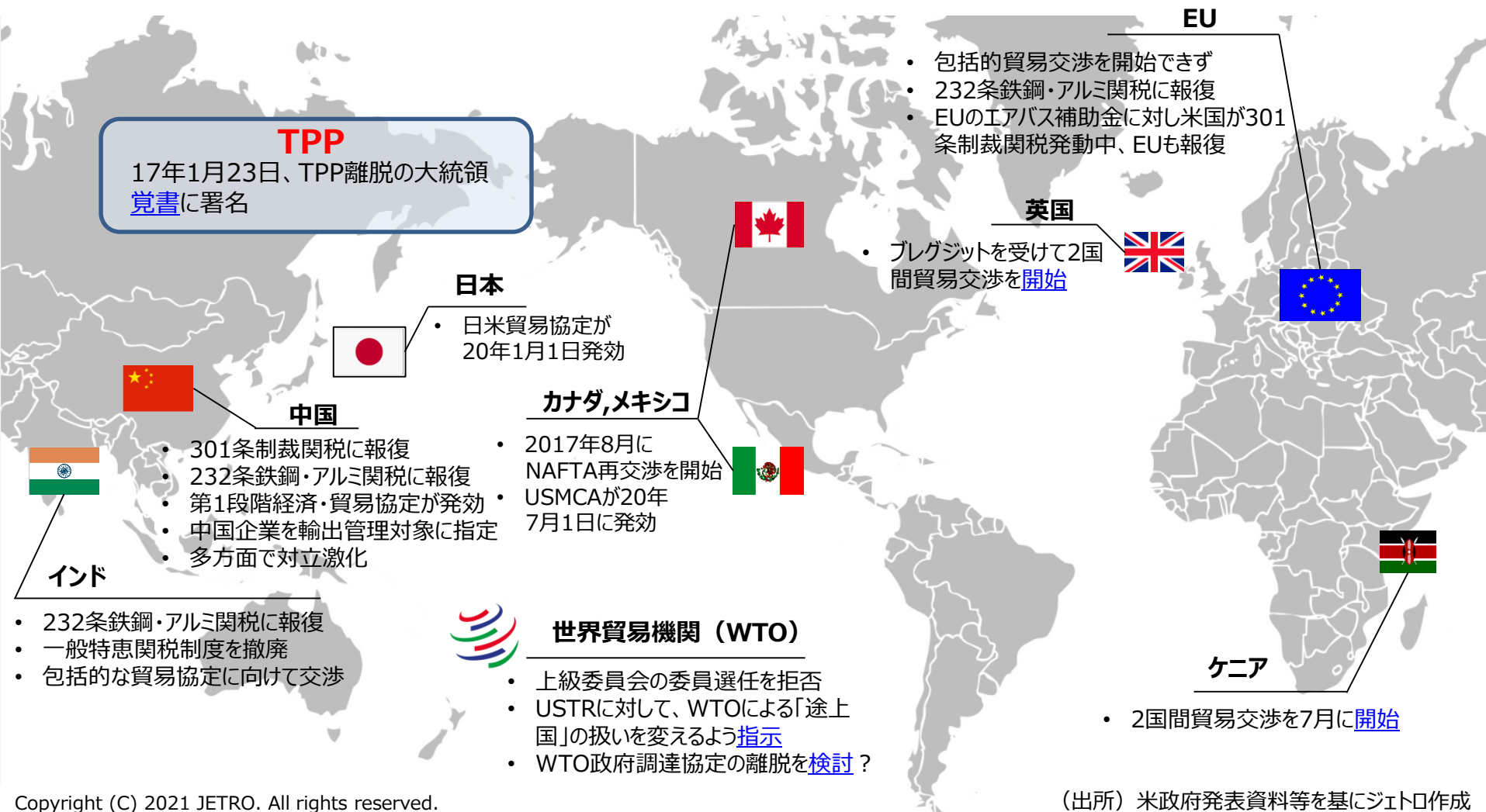
「大幅な対米貿易黒字（対米黒字が年間200億ドル超）」「大幅な経常黒字（年間の経常黒字がGDP比3%超）」、「継続的で一方的な為替介入（年間のネットでの外貨買いが対GDP比2%超）」を満たす国と二国間協議を行う。

このほか、「1917年敵国通商法」「1977年国際緊急経済権限法」なども存在。

（出所）米国法律を基にジェトロ作成

各国との通商関係の概観

- 大統領就任3日目に、TPPから離脱する覚書に署名。その後、二国間交渉を追求
- 日本との貿易協定が20年1月1日に発効。中国とは第1段階協定を20年2月に発効。但し、コロナ対応や香港、新疆ウイグル自治区、南シナ海問題などで再び緊張状態へ
- NAFTA再交渉後のUSMCAが20年7月1日に発効。EUとは航空機補助金紛争でミニ関税戦争が継続



2. 関税

232条 | 鉄鋼・アルミ製品輸入には追加関税が継続中

- 2018年3月以降、一部適用除外国等を除いて鉄鋼・アルミ追加関税は同盟国にも継続中
- 鉄鋼はアルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、メキシコ、韓国が適用除外。アルミはアルゼンチン、豪州、カナダ、メキシコ、~~UAE~~が適用除外（青字は輸入数量割当の適用国）

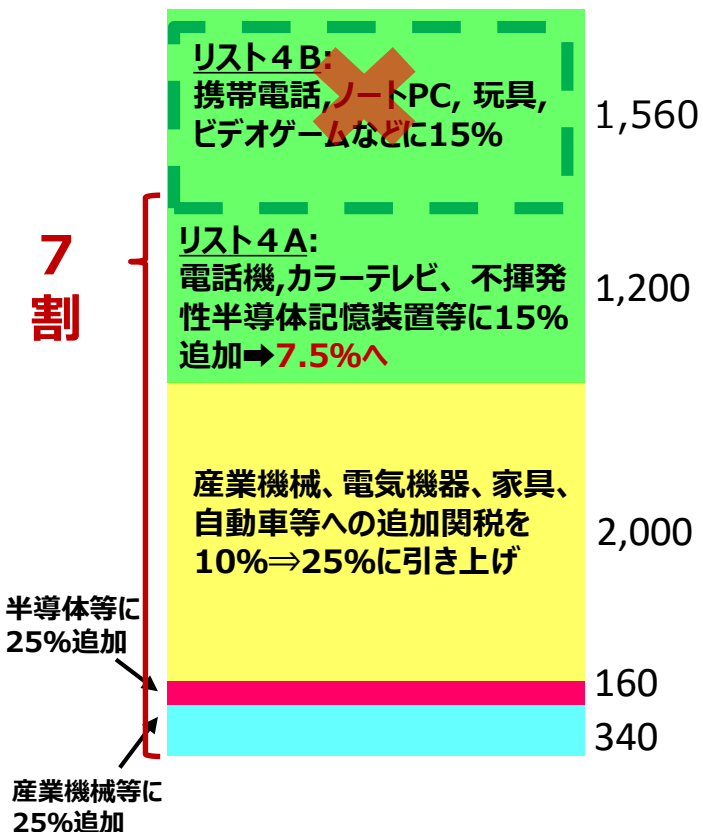
輸入製品	商務省の調査開始	商務省の報告書提出	大統領の判断	輸入制限措置
鉄鋼製品*	2017年4月19日	2018年1月11日	2018年3月8日 脅威認定	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年3月23日以降、25%の追加関税 ● 2020年2月8日以降、一部派生品にも関税を賦課
アルミ製品*	2017年4月26日	2018年1月17日	2018年3月8日 脅威認定	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年3月23日以降、10%の追加関税 ● 2020年2月8日以降、一部派生品にも関税を賦課
自動車・同部品*	2018年5月23日	2019年2月17日	2019年5月17日 脅威認定	<u>期限後も措置は未発表</u> <u>日本には発動しないことを確認</u>
ウラン製品	2018年7月18日	2019年4月14日	2019年7月12日 <u>脅威否定</u>	—
スポンジチタン	2019年3月4日	2019年11月29日	2020年2月27日 <u>脅威認定</u>	主要な輸入元の国含めて安定的確保のための手段を策定
変圧器・同部材*	<u>2020年5月4日</u>	2020年10月?	—	—
移動式クレーン	<u>2020年5月6日</u>	<u>2020年12月</u> <u>調査打ち切り</u>	—	—
バナジウム	<u>2020年5月28日</u>	—	—	—

米中貿易の約7割に追加関税が継続

- 2018年7月以降、1974年通商法301条に基づき、中国原産品の輸入に対して追加関税を賦課。中国も米側措置と同等の報復措置を発動
- 2020年2月の第1段階協定の発効を受けて、米側は年末商戦に影響するリスト4Bのみ未発動のまま見送り。リスト1～3は25%のままで、リスト4Aは20年2月14日以降、15%から7.5%に半減。中国側も最終リストへの報復を取り下げ

米国の対中追加関税

(中国からの輸入総額約5,400億ドル)

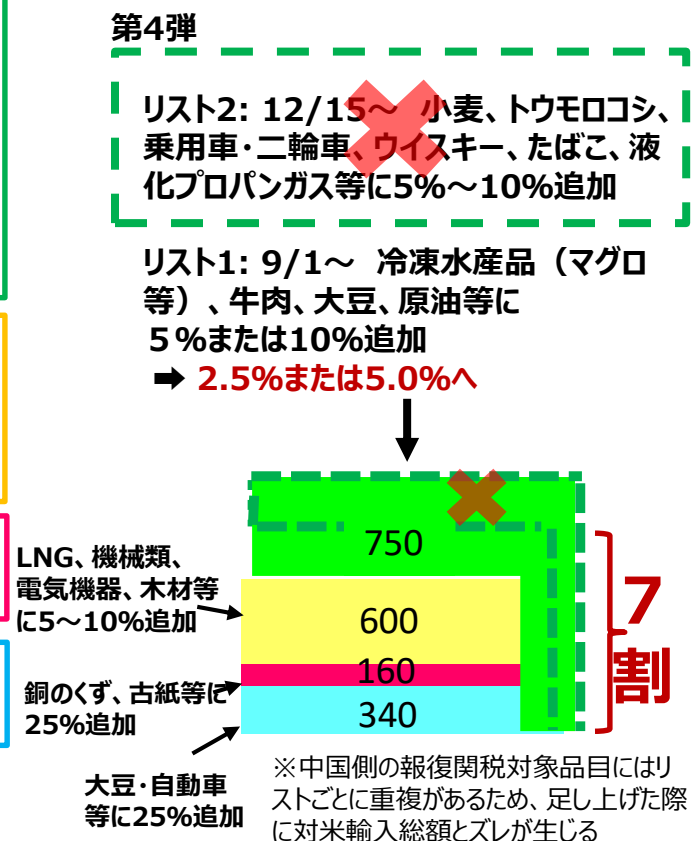


米国側の発動日



中国の報復関税

(米国からの輸入総額約1,200億ドル)



- 米中両国は、第1段階の経済・貿易協定で合意。2020年1月に署名、2月14日に発効。
- 米側が重視した①貿易赤字解消、②知財保護の強化、③国家資本主義の改革のうち、①と②はカバー。③は第2段階交渉に持ち越したが実現せず



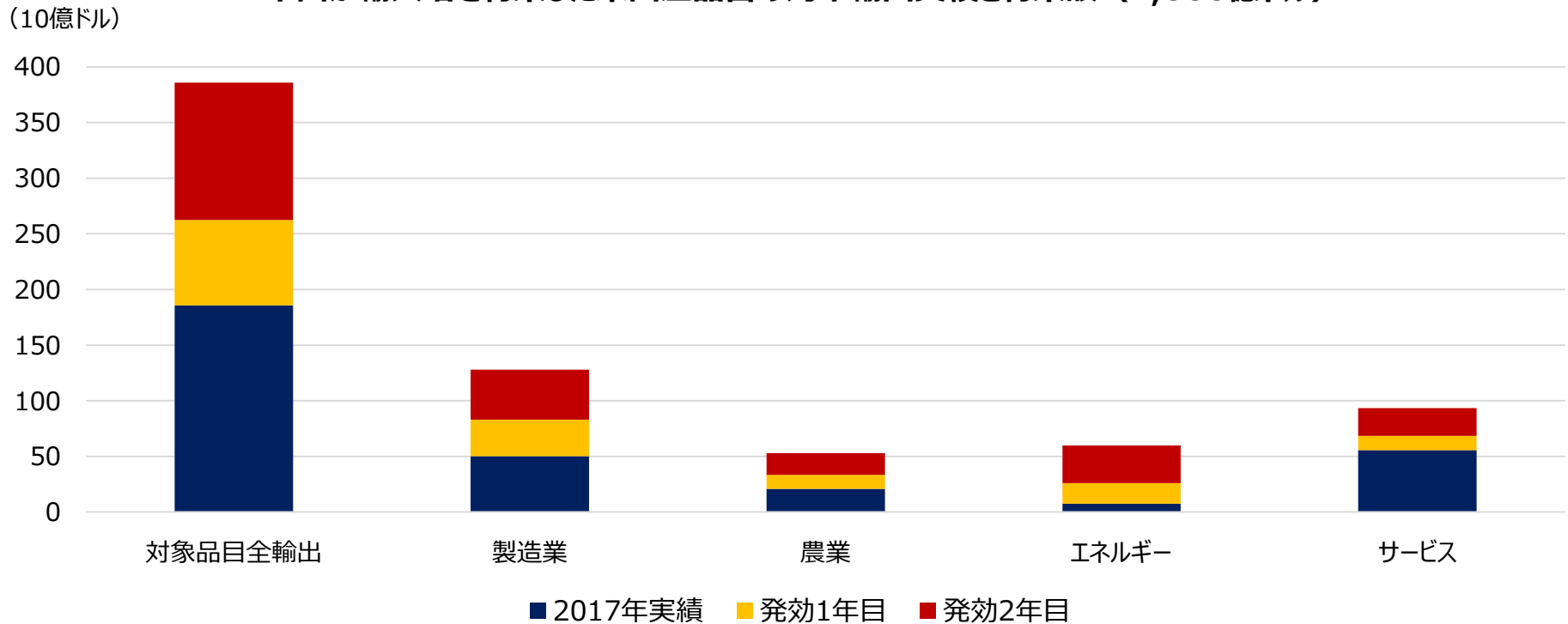
米中経済・貿易協定の概要

章立て	主な内容
知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国による、商業機密の保護強化、特許および医薬品関係の知的財産権の保護強化、商標権の保護強化と地理的表示（GI）の過度な保護の是正、海賊版・模倣品への対策強化、抑止力のある救済措置・罰則と司法制度上の問題への対応 ● 中国は協定発効から30日以内にアクションプランを公示する
技術移転	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国における、市場アクセス等を条件とした技術の強制移転の禁止、市場のルールに基づいた技術ライセンスの確保、国の指導による外国技術の取得の禁止、内国民待遇の確保
食品・農産品の貿易	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国は農業関連のバイオ技術につき、透明性、予見可能性、科学ベースの規制手続きを導入 ● 両国は衛生植物検疫（SPS）につき、科学ベースで無差別の基準を採用
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国による、米国の証券業、保険業、資産運用業、先物取引業に対する外資比率に基づく規制の撤廃（4月1日までに執行） ● 中国による、米国の電子決済業、銀行業、信用格付業、ディストレスト投資業に対する許認可の改善・迅速化
マクロ経済政策、為替関連および透明性	<ul style="list-style-type: none"> ● 競争的な通貨の切り下げ、為替レートの目標設定など不公正な為替政策の抑制 ● 為替政策に関する透明性の向上、説明責任および法執行のためのメカニズムの構築（なお、米国は中国の為替操作国認定を1月13日発表の半期為替政策報告書で解除）
貿易の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国は2017年をベースとし、協定発効から2年かけて最低2,000億ドルの米国産の物品・サービス輸入を増加させる ● 2年間で輸入を増やす金額は分野ごとに、製造業で777億ドル、農産品で320億ドル、エネルギー資源で524億ドル、サービスで379億ドルとする
2国間の評価と紛争解決	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易枠組部会（閣僚級：6か月に1度）、2国間評価・紛争解決室（次官級：四半期に1度）、事務方協議（毎月）、マクロ経済会合（定期的）を設立し、紛争の解決に取り組む ● 協議による解決に至らない場合は、事態の緊張化を避け、正常な二国間貿易関係を維持するために適切な、かつ受けた損害に比例した措置を取ることが出来る
最終規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定の修正、発効、終了、更なる交渉などについて規定 ● 片方が書面で通知してから60日後に協定は終了する

中国側の米国産品・サービスの購入約束は道半ば

- 米中第1段階協定に基づき、中国は2020～21年の2年間で、2017年輸入実績を基準とし、米国から工業製品、農産品、エネルギー、サービスを2,000億ドル以上追加購入しなければならない。
- コロナの影響もあり、1年目の物品貿易の目標達成率は約2割に留まる

中国が輸入増を約束した米国産品目の対中輸出実績と約束額（2,000億ドル）



- 協定のベースとなる2017年の実績と、2年間で約束の輸入増分を合計すると3,858億ドル
- 2021年までに達成する場合、**年率約45%増が必要**
- 対中追加関税を維持するなか、かつコロナの影響下では達成は困難との見方・・・
- バイデン新政権が本協定をどう扱うかに関心が集まる

(出所) USTR、米国際貿易委員会、商務省経済分析局

(注) 分野別のデータは、協定内で指定されたHSコード、サービス業種分類のみを抽出



対EU | 航空機補助金紛争で301条関税を発動

- USTRは19年10月18日、WTOでの裁定結果を踏まえてEUからの輸入額**75億ドル相当**の品目に報復関税を**発動**。20年3月18日から**大型民間航空機への追加関税率を引き上げ**（10%→15%）
- EU側もWTOでの裁定結果を踏まえて20年11月10日、米国からの輸入額**40億ドル相当**の品目に、報復関税を**発動**。米中程の規模ではないが、ミニ関税戦争が継続中



米国側措置の概要

- **発動日**
2019年10月18日
- **追加関税率**

大型民間航空機	→	10%	→	15%
農林水産品その他品目	→	25%		20年3月18日から 引き上げ
- **規模**
対EUの年間輸入額で約75億ドル相当の品目



EU側措置の概要

- **発動日**
2020年11月10日
- **追加関税率**

大型民間航空機	→	15%
農林水産品その他品目	→	25%
- **規模**
対米の年間輸入額で約40億ドル相当の品目

ライトハイザー前USTR代表



- 米国はEUの措置に落胆した。争点となった対ポーイング補助金は、7か月前に既に撤廃されている
- USTRは解決に向けて、EUと交渉を進めている。（2020年11月9日）

ドムブロフスキス欧州委員会上級副委員長



- EUとしては交渉による解決を望む
- 今回の決定は、米国との報復合戦をエスカレートさせることを意図するものではなく、あくまでも米国の追加関税措置と同様の措置をとるにすぎない
- 米国側が追加関税措置を撤廃するなら、EUも撤廃の用意がある（2020年11月9日）

3. 対中関係から派生した 輸出管理・投資規制等

- トランプ政権の**外交・安保・諜報分野の高官4名**が2020年6～7月にかけて対中政策に関して演説
- 締め括りのポンペオ前国務長官は7月23日の**演説**で、中国共産党と自由・民主主義国家を対比させ、「自由主義の世界は独裁体制に勝利しなければならない」と**対決姿勢を鮮明**にした
- その直前には、在ヒューストン中国総領事館の閉鎖を命令、中国はその報復として成都の米国総領事館を閉鎖するなど、対立は激化の一途をたどった



ポンペオ前国務長官

- ✓ 「**自由主義の世界は独裁体制に勝利しなければならない**」
- ✓ 「中国が変わらない限り、世界は安全にはならない」
- ✓ 「中国の指導者の言葉ではなく行動をみて判断しなければならない」
- ✓ 中国に対しては「**信ずるな、確認もせよ**（distrust and verify）」を貫き、「公平性と相互主義性（fairness and reciprocity）」を求めていかなければならない

(7月23日、ニクソン大統領記念図書館での演説)



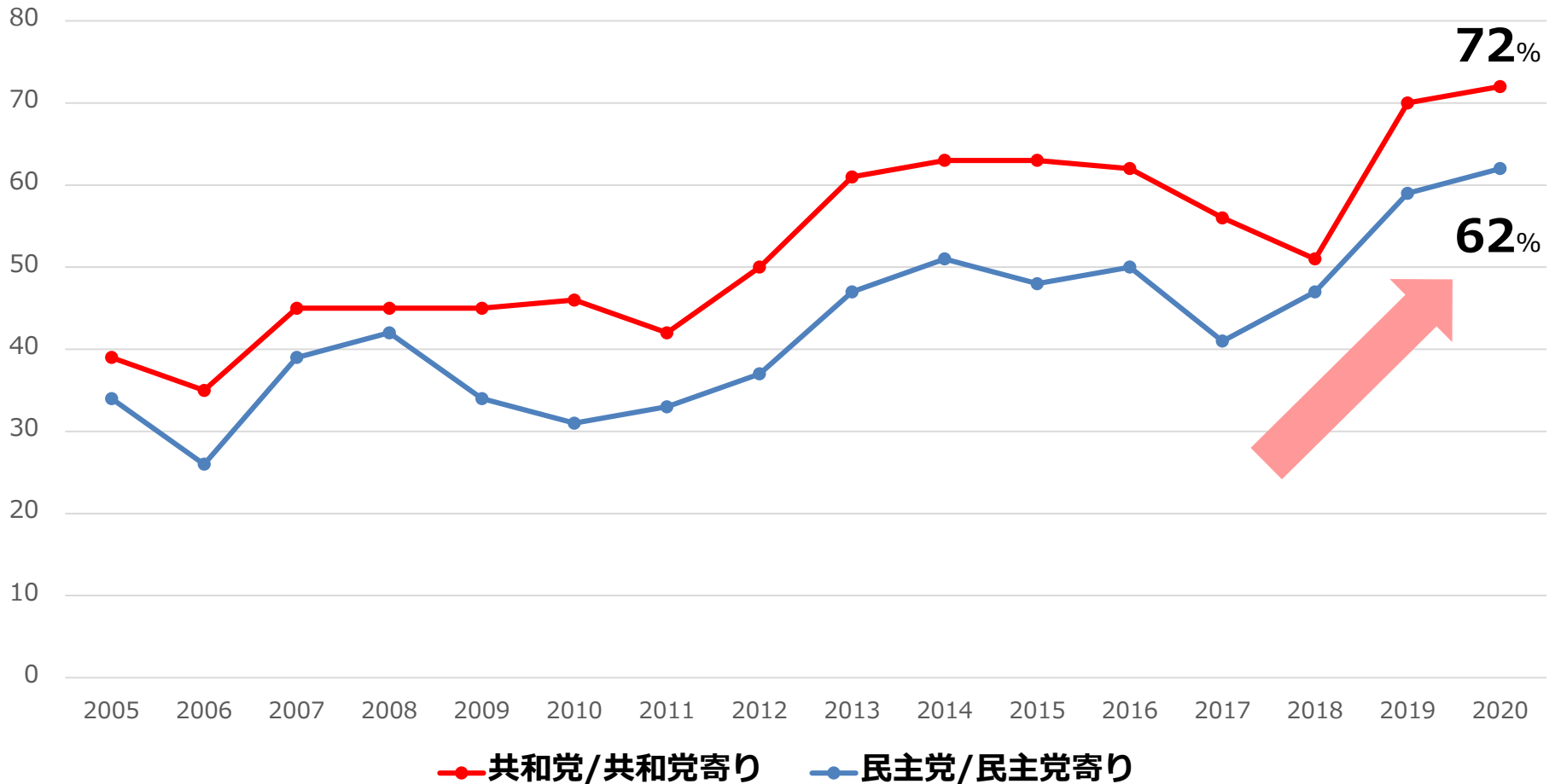
- 米国務省は7月22日、在ヒューストン中国総領事館に対して、7月24日までに閉鎖するよう命令
- 理由として「米国の知的財産権と米国民の個人情報を守るため」の措置としている

- 中国外交部は7月24日、在成都・米国総領事館に対して7月27日までに閉鎖するよう命令
- 理由として「同総領事館の一部の館員が中国の内政への干渉や中国の国家安全を毀損する活動を行った」とし、米国の不当な行動への正当な対応とした



- トランプ前大統領は過去の米政権が中国の不公正な貿易慣行等を許してきたと批判
- 対中懸念は**超党派**の傾向。議会も両党議員が共同で対中制裁法案などを多数提出

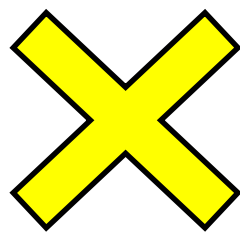
中国を好ましくないと見る米国民の割合（党派別）



対立のフロンティアが多方面に拡散

- 米中対立のフロンティア、トランプ政権の対抗措置は拡大の一途をたどった
- 多くの 이슈と対抗措置が絡み合う中、米中両国にサプライチェーンを有する産業界にも影響

米中間の 이슈



トランプ政権の対抗措置

貿易不均衡

知財侵害

コロナ対応

南シナ海

香港

台湾

新疆ウイグル

選挙操作

関税

輸出管理

投資審査

政府調達規制

通信網保護

公館閉鎖

上場制限

ビザ規制・資産凍結

個別案件での司法捜査

個社取引への政府介入

- 2019会計年度国防授権法（NDAA）には、米国の対中規制強化を念頭においた法案が複数含まれた。**超党派の合意で成立**
- 但しこれら**業種や技術を基に規制対象とする法律は、中国だけでなく日本を含む各国へも影響**することになり、日本企業も対応が必要となる

2019会計年度 国防授権法 (2018年8月成立)

輸出管理改革法（ECRA）

➡輸出管理規制を強化

外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）

➡対米投資審査を強化

政府調達の制限

➡ファーウェイやZTEなど、中国製通信機器などの政府調達を禁止

- 商務省安全保障産業局 (BIS) が輸出管理対象を掲載した規制品目リスト (CCL) を管理
- CCLには**商業用品目**のうち、**軍事転用リスクのあるデュアルユース品目**が掲載されている
- 細部のルールは品目ごとに異なるが、基本的にはCCL掲載品目を懸念国に輸出等する場合は、事前にBISからの許可を得なければならない

EAR違反の罰則

- **刑事罰** : ①100万ドルを超えない罰金、②20年を超えない禁固刑、または①②の併科
- **民事罰** : ①30万ドルか違反对象取引額の2倍のいずれか高い額の罰金、②許可取り消し、または③違反者によるEAR管理品目の輸出等の禁止

Denied Persons List (DPL)

- EARの悪質な違反により、輸出取引権限を剥奪されている個人・企業・機関
- **米国製品の輸出、再輸出 (外国企業による再輸出を含む) を禁止**

ZTE イランと北朝鮮へ、米国製機器を利用した通信機器等を違法に輸出。更に当該事実の隠蔽工作を行った
☞ 罰金支払等により18年6月17日に猶予

Entity List (EL)

- 大量破壊兵器拡散の懸念がある、または米国の安全保障・外交政策上の利益に反する企業等
- 米国製品を輸出・再輸出する際は、**通常は輸出許可が必要ない品目でも事前の許可が必要となる**

- ✓ ファーウェイと関連152社
- ✓ 中国政府の軍民融合戦略に加担している疑いのある企業
- ✓ 新疆ウイグル自治区での人権侵害の疑いのある企業
- ✓ 南シナ海で中国政府による人工島建造・軍事拠点化を支援した疑いのある企業、etc...
- ※ 最新リストは[BISサイト](#)参照

Unverified List (UVL)

- 輸出許可前の確認や出荷後の検証を十分に実施することができない企業等
- EARの対象かつ輸出許可の対象でない米国製品をUVL掲載先へ輸出・再輸出する際、事前にEARで禁止されている用途に使用しないこと等に同意する文書を入手し保管しなければならない

輸出管理の情報に関しては[安全保障貿易情報センター \(CISTEC\)](#) もご参照

輸出管理 | ファーウェイを囲い込み

- トランプ政権は2019年5月以降、ファーウェイが中国政府とつながっており、同社製品等を通じて機微な情報が盗まれるとの安保上の懸念から、同社への輸出管理のルールを厳格化

2019年5月16日～

- ファーウェイおよび関連会社68社（その後、相次いで追加され現時点では152社）を輸出管理規則（EAR）上のエンティティ・リストに追加し、これらへの米国製品（物品・技術・ソフトウェア）の輸出・再輸出等を「原則不許可（presumption of denial）」の扱いに指定

2020年5月15日～

- 米政府が指定した米国製の技術・ソフトウェアを用いて米国外で製造された下記該当製品についても、ファーウェイに渡ると知りながら輸出・再輸出する場合には事前許可を求めるようルールを改正
 1. ファーウェイなどにより生産された半導体設計などで、CCLに掲載されているソフトウェア・技術を用いて生産された直接製品
 2. ファーウェイなどの設計仕様に基づいて生産されたチップセットなどで、米国外にある工場もしくは工場の主要な装置を用いて生産された直接製品

2020年8月17日～

- 昨年5月の新ルールをさらに厳格化。下記のとおり、ファーウェイの設計仕様に基づかない場合も、同社への輸出・再輸出等につき事前許可が必要に
 1. ファーウェイなどが生産または購入、注文する部品・装置の開発または製造に使用される場合
 2. ファーウェイなどが「購入者」「中間荷受人」「最終荷受人」「最終使用者」などの当事者である場合

米半導体産業協会
(SIA)

安全保障上の目的を達しながら米企業への打撃を絞る前回の限定的なアプローチからの急激な変更に対し、驚きと懸念を有している（8/17付プレスリリース）

- トランプ政権は2020年12月、**中国・ロシア・ベネズエラ3カ国**を対象に厳格化した輸出管理ルール（20年6月施行）を補足するための「[軍事エンドユーザー・リスト](#)」（MEUリスト）を発表
- 3カ国内で米国製品を軍事転用するリスクが高い事業体を指定

元となる新規則（20年6月～）

- ECRAに基づき、中国・ロシア・ベネズエラ3カ国における軍事エンドユース、軍事エンドユーザー（MEU）に関する制限として、輸出管理規則（EAR）に[第744条](#)21項を新設
- BISが規制品目リスト（CCL）の中でもリスクが高いとして、EAR第744条21項補足第2号で指定した輸出管理分類番号（ECCN）にひもづく米国製品を、3カ国に輸出等する際に、それら製品が軍事エンドユースに用いられる、またはMEUに渡ることを知っていた場合、輸出等を「**原則不許可**」とするルール

MEUリストの新設・更新（20年12月～）

- しかし、MEUが特定されておらず、産業界から規則順守のために明確化するよう要請があったことから、3カ国において米国製品を軍事転用する恐れがある事業体をリスト化するに至った
- 20年12月の[発表](#)時には**中国籍で58、ロシア籍で45の計103**の事業体が掲載されたが、21年1月には早速、中国の北京天驕航空産業投資会社（スカイリゾン）を[追加](#)。ベネズエラの事業体は現時点では掲載されていない

ロス前商務長官



MEUリストは完全に網羅的なものではなく、このリストに含まれていない事業体は規制から除外されるということはない。例えば、**国防授權法第1237条に基づいて米国防省に指定された事業体（共産党中国の軍事企業）**に関しても、EAR上では要注意となり、輸出者等によるさらなるデューデリジェンスが必要となる（[12/21付米商務省プレスリリース](#)）

- 従来：これまでも軍事転用可能な米国の製品・ソフトウェア・技術は、輸出管理規則 (EAR) によって、米国からの持ち出し (輸出) ・再輸出は規制されており、品目や輸出先国によって、商務省安全保障産業局 (BIS) の許可が必要となる
- 今後：「**新興・基盤的技術 (emerging and foundational technologies)**」が管理対象となる分野に新たに加わる

➤ **新興技術**：BISは2018年11月の[パブコメ募集](#)時に下記分野を例示したが、実際には特定の技術を随時、管理対象に加える進め方がとられてきた

(1) バイオテクノロジー、(2) 人工知能 (AI) ・機械学習技術、(3) 測位技術 (Position, Navigation, and Timing)、(4) マイクロプロセッサ技術、(5) 先端コンピューティング技術、(6) データ分析技術、(7) 量子情報・量子センシング技術、(8) 輸送技術、(9) 付加製造技術 (3Dプリンターなど)、(10) ロボット工学、(11) 脳コンピュータインターフェース、(12) 極超音速、(13) 先端材料、(14) 先進監視技術

- 基本的には、ワッセナー・アレンジメントなど有志国によるマルチの輸出管理枠組みでの取り決めをベースに、米国内のルールをアップデート
- ただし、中には米国のみで特定技術に絞り込んだ規則を導入するケースもあり

➤ **基盤的技術**：BISは半導体製造装置等を例示したものの産業界から広くパブコメを募集。結局トランプ政権では規則案は発表されず...

➤ **2020年8月27日に、「基盤的技術」の特定のためのパブコメ募集を開始** (同年10月26日期限)。新興技術のように技術分野の例示列挙はないが、BISは半導体製造装置や関連ソフトウェアツール、レーザー、センサー、水中システムなど軍事転用のおそれがある品目が含まれ得るとしている。

(ご参考) ジェトロは19年9月2日、ECRAの動きも踏まえた調査報告書「[厳格化する米国の輸出管理法令](#)」を発表

- 中国企業の対米投資に伴うリスクも念頭に、外国投資委員会 (CFIUS)の権限を強化する「**2018年外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA)**」が2018年8月13日に成立
- CFIUSは、**外国企業による米企業の買収が米国の安全保障の脅威となるかを審査**。大統領にはCFIUSの勧告を受けて外国企業の買収を差し止める権限が与えられている

CFIUSに基づく投資差し止め事例

CFIUSが創設された1975年以来、**大統領が停止・禁止した案件は6件のみ**だが、いずれも中国が関係。大統領の差し止めまで行かずに破談に終わる案件も多い。

実施年	大統領	買収企業国籍	概要
1990年	ブッシュ (父)	中国	中国宇宙航空技術輸出入公司 (CATIC) によるシアトルの航空機部品メーカーMAMCOの買収につき、契約解消を指示。買収により輸出規制の対象技術をCATICが入手する可能性があることが理由
2012年	オバマ	中国	中国系企業ロールズ・コーポレーション等によるオレゴン州の風力発電関連企業4社の買収について、契約解消を指示。ロールズ・コーポレーションが計画していた風力発電事業の所在地が、同州の米海軍訓練施設近くの飛行制限空域内にあることが理由
2016年	オバマ	中国	中国系投資ファンド福建芯片投資基金による米国資産を持つ独半導体企業アイクストロンの買収差し止めを指示。議会調査局は、アイクストロン社の技術や実績が軍事転用される可能性が理由との報道内容を紹介
2017年	トランプ	中国	投資ファンドのキャニオン・ブリッジ・ファンド (CBFI) 等による米半導体企業ラティスセミコンダクターの買収の差し止めを指示。CBFIには中国政府関連ファンドが出資しており、買収案件は米国の安全保障の脅威となり得ると判断
2018年	トランプ	シンガポール	ブロードコムによる米半導体企業クアルコムに対する敵対的買収を阻止。買収された場合、第5世代ワイヤレスネットワーク (5G) 技術のリード企業が米国に存在しなくなり、ファーウェイ等中国企業に5Gを支配されるとの懸念に基づき阻止
2020年	トランプ	中国	トランプ大統領は中国IT企業の北京中長石基信息技术 (Beijing Shiji Information Technology) に対し、同社が2018年に買収した米同業ステイントッチ (StayNTouch) の売却を命じる大統領令を発表。トランプ政権がステイントッチの保有する顧客情報が中国に流出することを懸念した可能性がある

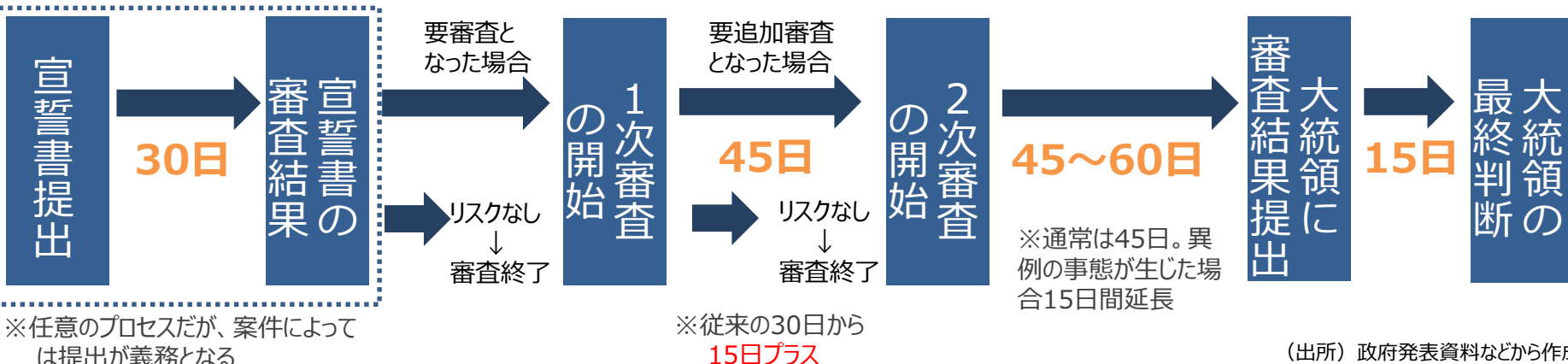
(出所) 政府発表資料、報道情報などから作成

- CFIUSの体制強化や審査対象・基準を拡大・追加

FIRRMAの主な内容

- CFIUS **審査対象の拡大** (米軍施設などに隣接する土地の購入・賃貸、重要技術や重要インフラを持つ米国企業に対する非支配的投資、米国企業の支配権が変更される追加投資、CFIUS審査の迂回を目的とした取引など)
- **宣誓書の提出による簡易な事前審査制度の導入**。通常の**審査期間の延長**
- **審査基準の追加** (米国人の重要なデータへの外国政府のアクセス、サイバーセキュリティ、技能人材の喪失など)
- **審査手数料の導入** (案件毎に異なる)

FIRRMAに基づく新たな審査期間 (最長150日間)



(ご参考) ジェトロは8月9日、FIRRMAの概要にかかる調査報告書「[CFIUSおよびFIRRMAに関する報告書](#)」を発表

投資審査 | FIRRMA最終規則

- 20年2月13日施行の**最終規則**では、これまで審査対象ではなかった**非支配的投資、不動産投資・賃貸・譲渡**に関して、どの様な場合に対象となるかを提示
- いわゆるホワイト国として豪州、カナダ、英国が指定された

非支配的投資でも審査対象となる投資

- ✓ 米国事業が保有している重要な非公開の技術情報へのアクセス
- ✓ 米国事業の取締役会または同様の組織体の構成員またはオブザーバーとなる、もしくは構成員を推薦する権利
- ✓ **重要技術 (Critical Technology)**、**重要インフラ (Critical Infrastructure)**、もしくは**センシティブな個人データ (Sensitive Personal Data)** に関わる米国事業の実質的な意思決定への関与 (ただし、株式の議決権行使は除く) →それぞれの頭文字を取って「**TID U.S. businesses**」と総称

- ほぼ任意の届け出。但し、**一定の条件を満たす場合は届け出が義務** (義務を怠った場合、罰金の可能性)
- 今後財務省が指定する「除外された外国 (excepted foreign states)」とつながりを有し、適正な法制度順守を行っている外国人は「除外された投資家 (excepted investors)」として審査対象外になる (支配的な投資は従来どおり審査対象)
 - ✓ 第1段階として、**豪州、カナダ、英国**が「除外された外国」として指定された

審査対象となる不動産取引

- ✓ **空港、港湾**、それらの中に存在、またはそれらの一部として機能する不動産
- ✓ 指定される**米国の軍事施設に近接**する〔1マイル (約1.6キロ) 以内〕不動産
- ✓ 指定される**米国の軍事施設から一定の範囲内**にある (1マイルから100マイルの範囲) 不動産
- ✓ 沖合も含む、**ミサイル場が含まれる一定の地理的区域**に存在する不動産

- 全て任意による届け出。対象となる米国の軍事施設・政府施設は**最終規則案 (121~132頁)** に列挙されている
- **商務省センサス局が定義する都市部**に所在する不動産、家屋、商用不動産については、原則、審査対象外
- 今後財務省が指定する「除外された不動産外国 (excepted real estate foreign states)」とつながりを有し、一定の条件を満たした取引は「除外された不動産取引 (excepted real estate transaction)」として審査対象外となる
 - ✓ 第1段階として、**豪州、カナダ、英国**が「除外された不動産外国」として指定された

- 2019年国防授権法（NDAA）889条で、安全保障上の懸念から、ファーウェイやZTE（関連会社含む）などが生産する中国製の通信機器やビデオ監視装置の政府調達を禁止
- 2020年8月以降、**これら製品を利用している企業も米政府との契約が禁止**に

規制対象の中国企業

- ✓ **ファーウェイ、ZTE、ハイテラ、ハイクビジョン、ダーファの5社（いずれも関連会社含む）**
→国防長官の判断で追加指定可能

2019年8月13日～

施行済

- ✓ これら製品・サービスを主要な部品または重要なテクノロジーとしている通信機器・サービスの**米連邦政府機関による調達、購入、契約延長・更新を禁止**

2020年8月13日～

施行済

但し、今後さらなる規則変更の可能性あり

- ✓ これら製品・サービスを主要な部品または重要なテクノロジーとしている通信機器・サービスを**利用している企業と米連邦政府機関との契約を禁止**。現時点では**直接の契約相手のみが規制対象**（米国外の親会社などは対象外）

<規則の概要>

- 8月13日以降、いかなる米連邦政府機関は、懸念企業の通信機器・システム・サービスを**いかなるシステムの主要または不可欠な要素、もしくは重要技術として利用する企業と直接契約もしくは、契約の延長・更新を行うことが禁止**

<例外：連邦調達規則（FAR）4.2102条規定の2つのケース>

1. バックホールやローミング、または相互接続配置などのサービスにより第三者の設備に接続され、提供されている場合
2. ユーザーデータトラフィックのルーティングもしくはリダイレクトが不可能な通信機器、またはいかなるユーザーデータまたはパケットデータが可視化されない通信機器を提供する場合

→例外に加えて、各連邦政府機関ごとに**適用除外措置**が設定され、最長2022年8月13日まで認められる予定

- ポンペオ前国務長官は2020年8月5日、**米国の通信技術・インフラを懸念のあるベンダーから保護**するための5つの新指針を**発表**し、クリーン・ネットワーク構想を拡大
- トランプ前大統領はその翌日、米国の司法権が及ぶ限りにおいて、**いかなる個人・事業者が中国企業のバイトダンス、テンセントと取引を行うことを禁ずる**大統領令に**署名**

クリーン・ネットワーク

同盟・友好国、世界各国の産業界にも追随を呼びかけ

1. **クリーン・キャリア**：信頼できない中国の通信キャリアが米国の通信網に接続されていないことを保証する
2. **クリーン・ストア**：信頼できないアプリを米国のモバイルアプリストアから排除する
3. **クリーン・アプリ**：信頼できない中国のスマートフォン製造者（ファーウェイを例示）が、製造した端末に米国のアプリを事前インストールしている、もしくは独自のアプリストアからダウンロードできる状況を阻止する
4. **クリーン・クラウド**：アリババ、バイドゥ、テンセントなどの企業のクラウドシステムを通じて、米国市民の機微な情報や米企業の重要な知的財産が外国の敵対勢力に渡ることを阻止する
5. **クリーン・ケーブル**：米国と国際インターネット通信をつなぐ海底ケーブルが中国政府による諜報に侵されないよう確実にする

バイトダンス、テンセント

ファーウェイ同様、個別企業を囲い込み（20年8月6日の大統領令）

バイトダンス（TikTok運営）：45日以内（9月20日まで）に、米国の司法権に基づき、いかなる個人や事業者による、または資産に関わるバイトダンスおよび関連企業とのいかなる取引も禁止

テンセント（WeChat運営）：45日以内（9月20日まで）に、米国の司法権に基づき、いかなる個人や事業者による、または資産に関わるテンセントおよび関連企業とのWeChatが関係するいかなる取引も禁止

➡ テンセントについては担当省庁の商務省が禁止に関する官報案を取り下げ、バイトダンスについては20年11月に米連邦地裁での差し止め命令を受けるも司法省が上訴し、混沌状態...

投資制限 | 中国軍に協力の疑いのある中国企業への投資を禁止

- トランプ前大統領は20年11月、中国人民解放軍に協力しているとして国防省が指定する中国企業に対して、**米国人が証券等を通じて投資を行うことを禁ずる大統領令に署名**
- 21年1月11日から適用。既に投資済みの場合は、同年11月11日までに投資を引き上げることが求められる。これまでに合計44社が投資禁止対象に**指定**されている

投資禁止対象

- 米国防長官が、1999年国防授權法の第1237条に基づいて「**共産主義中国の軍事企業 (Communist Chinese military companies)**」と**認定**した44社（2月2日時点）。軍事、航空宇宙、重工業、通信分野などの国有企業が中心
- 米国人は、これら企業に対して証券等を通じた投資が2021年1月11日以降、禁止されている
 - ・ “米国人”には、米国市民、永住者、米国の法律または米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（外国支社も含む）または米国内にいる個人が含まれる
- ※ 財務省発表の**ガイダンス等**も参照
- 輸出管理においても、**指定企業に軍事転用リスクがある米国製品を輸出する場合は要注意**となる

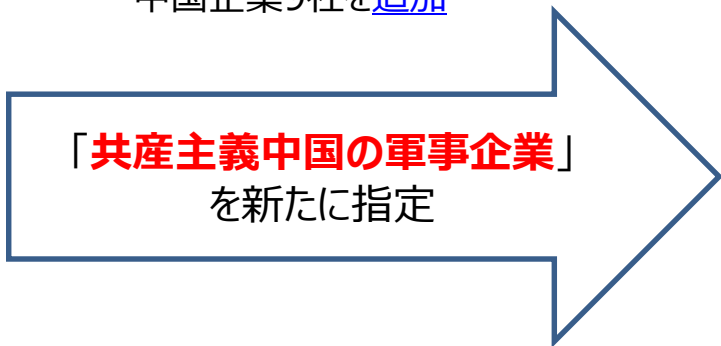
追加指定も可能

国防省は実際、1月14日に小米 (Xiaomi) や中国商用飛機 (COMAC) など中国企業9社を**追加**

米国防長官

or

米財務長官



60日後以降
米国人による投資を禁止

365日以内
投資済みの場合は、引き上げる必要あり

香港、新疆での自治・人権侵害に対抗

- トランプ前大統領は20年5月末、中国政府による香港への国家安全法導入を受けて、1992年香港政策法に基づく**香港への特別待遇措置の停止**、**中国と香港政府要人への制裁**を順次発動。米議会も超党派で制裁法案を可決
- 新疆ウイグル自治区での**強制労働などの人権侵害**に対して20年7月1日、国務省を筆頭とする省庁横断の諮問機関を設立、産業界に対してサプライチェーンを精査するよう**勧告**
- ポンペオ前国務長官はトランプ政権最終日に、**中国政府による新疆での虐殺を認定**。プリンケン新国務長官もその評価に同意の考え

香港関連

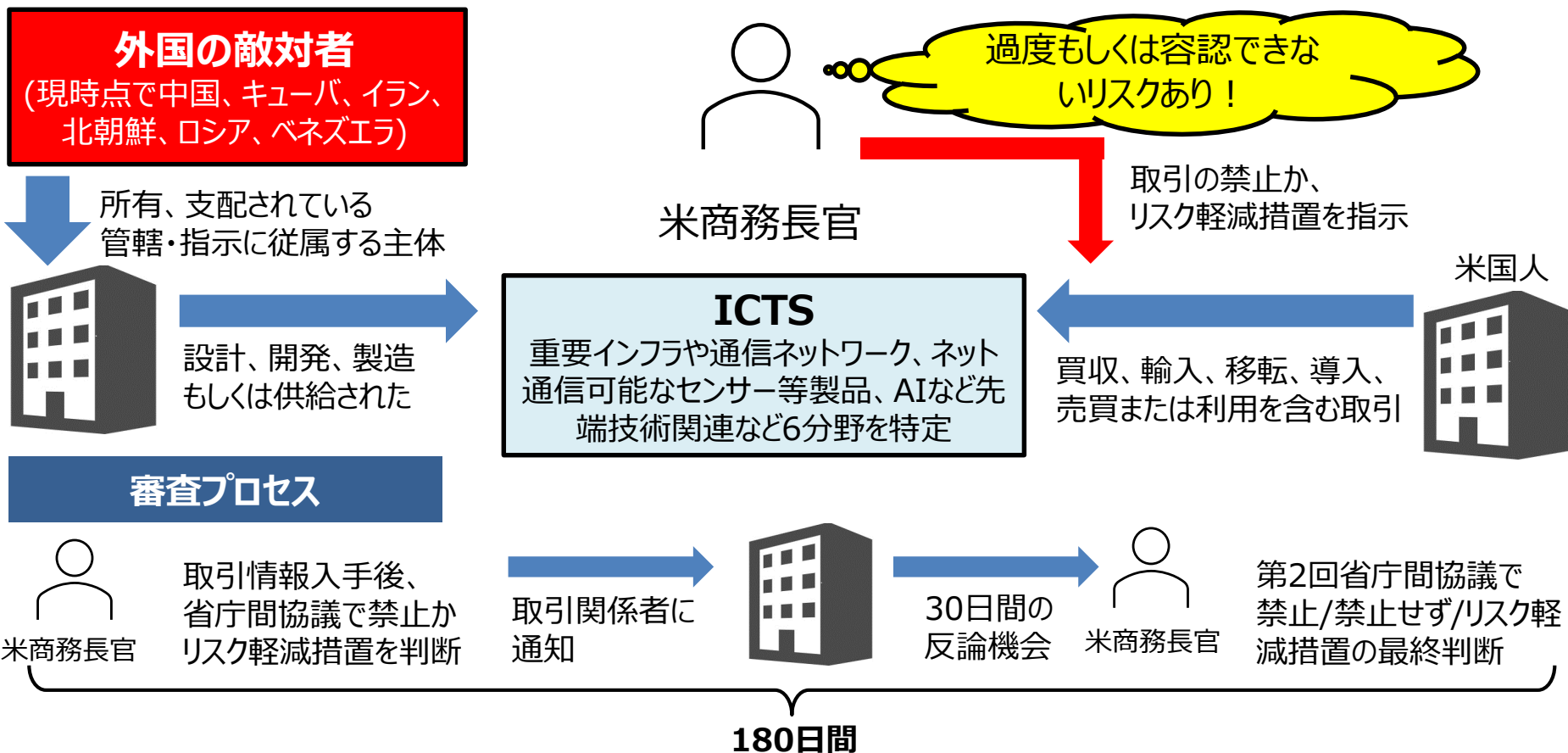
- 輸出管理において、香港を中国と同一に扱うよう**規則変更**
- 国務省による香港への渡航注意情報の勧告レベルの**見直し**
- 中国本土とは異なる関税圏・渡航圏としての香港の扱いの取り消し（但し、**関税率は変更せず**）
- 香港の自治剥奪に関与した中国・香港の政府要人に対して「香港自治法」に基づく**制裁措置**、etc...

新疆ウイグル自治区関連

- 商務省は昨年10月以降、**同自治区での人権侵害に関与の疑いのある中国企業**（監視カメラのハイビジョンやAI顔認証技術のセンスタイムなど）**等を輸出管理規則上のエンティティリストに追加**
- 国務省、財務省、商務省、国土安全保障省の4省は20年7月1日、中国の新疆ウイグル自治区が関係するサプライチェーンが強制労働や人権侵害を伴うものかを精査する諮問機関を立ち上げるとともに、産業界に対する勧告を発表。コンプラ違反の場合は、米国法に基づく罰則もあり得る
 - ・ 同自治区での人権侵害に対する技術、研究、資金面での支援をしていないか
 - ・ 商務省のエンティティリスト掲載企業と取引が無いか、等に留意するよう勧告
- 米税関は21年1月13日、同地区からの**綿・トマト製品**の輸入に関して「違反商品保留命令（WRO）」を**発表**。**実質的な全面禁輸措置**を採った

4. その他の積み残し

- 米商務省はトランプ政権最終日の1月19日、情報通信技術・サービス（ICTS）のサプライチェーンを保護するための規則を**発表**。商務長官の裁量でリスクのある民間取引に介入できるとするもの
- 注意すべき「外国の敵対者（foreign adversary）」に、中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、ベネズエラの6カ国を指定。3月22日施行だったが、**バイデン政権で一旦凍結**



◆ 官報の公示から60日以内に、事前の許可申請の手続きを別途公開し、120日以内に実施するとしている

➡ バイデン政権が本規則を実施/変更/破棄するのかわは不透明...

米証券取引所への上場制限

- 米財務省は2020年8月6日、政権内の作業部会からの提案を含む報告書を大統領に提出。証券取引委員会（SEC）に対して、**中国を含む「非協力的管轄地域（NCJ）」に拠点を置く企業（NCJ企業）による米証券取引所への上場に関する方策を提案**
- SECが規則を策定し、規則案を官報で公示すると見られていたが、新政権での見通しは不明

監査調書へのアクセスに関する上場基準の厳格化：

新規上場または上場を継続するには、

- 上場企業の主要な監査法人が作成する監査調書への米公開社会会計監督委員会（PCAOB）によるアクセスを可能とする。
 - NCJの政府による規制または慣行によりa.を満たせない場合、PCAOBが認める監査法人による共同監査結果を提出することで基準を満たすことが可能。
- ◆ 市場の混乱を軽減すべく、**上場済み企業による新基準の順守期限は2022年1月1日まで猶予**する。新規上場企業に対しては、新基準が有効となった時点で即時に適用する。

➡ 結局、トランプ政権では具体的な規則案は発表されず...しかし、類似の法律は成立・施行済み

外国企業説明責任法（S.945）：2020年12月18日**成立**（**上下両院で全会一致**で可決）

米国の証券取引所に上場する外国企業に関して、

- 外国政府の支配・管理下でないことの立証義務を課す
- 米国公開社会会計監督委員会（PCAOB）が監査を実施できない状態が**3年連続で続いた場合、当該企業の証券の取引を禁ずる。**
- ◆ 主要な米証券取引所に上場済み中国企業は**200社超、調達額合計は約2兆2,000億ドル**

- USTRはデジタルサービス税を導入または検討中の**フランス、オーストリア、ブラジル、チェコ、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコ、英国**の11カ国・地域に対して、1974年通商法301条に基づく調査を実施。一部はクロ判定も、**報復措置までには至らず**
- 米議会も、他国・地域の動きは**米IT大手を狙い撃ち**するものとし、OECDでのルール形成の議論がまとまらない内に、一国主義的な課税に踏み込む動きをけん制、**USTRを支持**



フランスは他国・地域に先駆けて、2019年7月にデジタル課税法を施行。USTRは301条で同措置を「不公正」と判断し、同国からの輸入額13億ドル相当の品目に25%の報復関税を21年1月6日から発動する予定だったが、無期限に停止すると**発表**



21年1月6日、インド、イタリア、トルコのデジタル課税について「不公正」と**判断**。但し、報復措置は取らず



21年1月14日、オーストリア、スペイン、英国のデジタル課税について「不公正」と**判断**。但し、報復措置は取らず



ブラジル、チェコ、EU、インドネシアについては「不公正」との調査結果までは出なかったが、21年1月13日に「**中間報告**」を出しており、懸念とともに、調査継続の意向を示している

上院財政委員会（通商所管）声明



(右) チャック・グラスリー上院財政委員長
(共和党、アイオワ州)

(左) ロン・ワイデン 同委 少数党筆頭理事
(民主党、オレゴン州)

OECD加盟国が（それぞれ）デジタルサービス税導入に関して行っていることは、OECDの取り組みに反するものである。我々はUSTRが301条を使って、これら差別的で一国主義的な措置を調査することを支持する
([20年6月2日声明](#))

ご清聴、誠にありがとうございました

磯部 真一 | *Shinichi Isobe*
Director, Research & Information Services
JETRO New York
565 Fifth Ave, 4th Floor New York, NY 10017
TEL 212-997-0421 | FAX 212-997-0464
shinichi_isobe@jetro.go.jp

ジェトロ ビジネス短信（無料公開）
www.jetro.go.jp/biznewstop/biznews/n_america/us/

Disclaimer

本資料は、その内容に関する有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、作成者及び作成者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。